

平成 25 年度 高知労働局年末年始無災害運動実施要領

1 趣旨

高知県における労働災害について、その数は中長期的には減少傾向にあるが、今なお年間 1 千人もの労働者が被災し、年間 10 人前後の労働者が尊い命を失っている。

高知労働局では、誰もが安心して健康に働くことができる社会の実現を目指して、本年度を初年度とする 5 か年の第 12 次労働災害防止計画を策定し、所要の対策に取り組んでいるところである。本年 9 月末における、平成 25 年の死傷者数は 616 人で前年同期と比較して 19 人減少(−3.0%)し、死亡者数は 8 人で 1 人減少(−11.1%)している。安全衛生対策が適切に取り組まれつつあるものの、労働災害はあってはならないものであり、引き続き一層の定着及び促進を図る必要がある。

加えて、年末年始の時期は、通常期に比べ慌ただしく、普段とは異なる労働環境となりやすく、労働災害の危険性も増大することから、各事業場、職場においては、普段にも増して、労働災害防止のための取組が望まれる。

これらのことから、高知労働局では、各事業場における労働災害防止のための取組を一層促進し、働く人たちが年末年始を無災害で過ごし、明るい新年を迎えられるよう、以下により「高知労働局年末年始無災害運動」を実施することとする。

2 実施期間

本 期 間 平成 25 年 1 2 月 1 日～平成 26 年 1 月 1 5 日

準備期間 平成 25 年 1 1 月 1 日～平成 25 年 1 1 月 3 0 日

3 実施事項

(1) 周知・啓発(局において実施。署においては必要に応じ適宜実施。)

- ① 新聞等の報道機関に対して、県の記者クラブを通じて、報道発表を行う。
- ② 県や各労働災害防止団体の機関誌に掲載を依頼する。
- ③ 発注者の県や市町村、労働災害防止団体に対し、別紙を用いた周知啓発取組を依頼する。
- ④ 「高知労働局ホームページ」に掲載を行う。

(2) 安全パトロール及び集中的な安全指導等

- ① 運動期間中に労働局長パトロールを実施する。各署においても局長パトロールの実施時期に併せて署長パトロール等を実施する。
- ② 局及び署は、各種団体等からの安全パトロールへの参加要請があった場合、可能な限り協力をする。
- ③ 各署においては、上記のほか、管内事情に応じ集中的な安全指導等を図る。
なお、第12次労働災害防止計画の重点業種とした業種に対して取組を行う際は、以下の事項に留意するものとする。

ア 建設業

建設業で最も多く発生し重篤災害に繋がる「墜落・転落」災害防止の指導を徹底する。また車両系建設機械を起因物とする災害防止のため有資格者の配置、安全装置の有効保持、立入禁止措置の徹底や誘導者の配置について事業者に重点的に指導する。

イ 陸上貨物運送事業

陸上貨物運送事業で最も多く発生している荷役作業中の荷台からの「墜落・転落」災害防止の指導を徹底する。また、年末年始は、雪や凍結路面を原因とした交通事故や年末年始の輸送量の増大による過積載、交通渋滞等による目的地への遅延を防ぐためのスピード超過が懸念されるため、これらに配慮した適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施について重点的に指導を行う。

ウ 第三次産業

小売業等での棚卸し作業に伴う「墜落・転落」、無理な動作による腰痛、荷物を起因物とした「転倒」による災害が懸念されることから職場の4S活動（職場の整理、整頓、清掃、清潔）、危険予知活動の推進について指導を行う。

また、飲食店については、厨房等の滑りやすい場所での「転倒」による災害、刃物による「切れ・こすれ」災害防止について指導を行う。

関係者各位

高知労働局

年末年始無災害運動について

(平成25年12月1日～平成26年1月15日)

年末年始の時期は、通常期に比べて慌ただしくなりがちであり、いつもと違う環境では、労働災害の危険性が増大します。

年末年始を無災害で過ごし、明るい新年を迎えられるよう、
普段にも増した **取組** をお願いいたします。